

提出された意見の電波利用環境委員会報告（案）における該当箇所

意見提出 番号	電波利用環境委員会報告（案）における該当箇所
1	<p>p2</p> <p>4 審議結果</p> <p>ウ EUT、AE 及び付属のケーブルの最大長について</p> <p>サイト適合性確認のための送信アンテナ及び測定用の受信アンテナの双方が同時に試験上有効な供試装置の配置空間内に設置されると実効性のある測定ができない。そのような配置ができないよう記述を追加した。</p>
2、3、 4、6、 8	<p>別添 p5</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この国際規格は、3.1.24項に定義するようなDC又はACの定格電源電圧実効値が600Vを超えないマルチメディア機器(MME)に適用する。</p> <p>CISPR 13 又は CISPR 22 の適用範囲に入る機器は、この規格の適用範囲に入る。</p> <p>主としてプロフェッショナル用として意図された MME は、この規格の適用範囲に入る。</p> <p>この規格の放射エミッション要求事項は、ITU に定義されているような無線送信機からの意図的送信にも、これら意図的送信に関連するスプリアスエミッションにも適用するように意図されていない。</p> <p>この規格が対象とする周波数範囲のエミッション要求事項が明確に他の CISPR 規格(CISPR 13 及び CISPR 22 を除く)に規定されている機器はこの規格の適用範囲から除外する。</p> <p>次については、本規格の適用除外とする。</p> <p>イ) 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内にのみ設置される電気通信施設用物品</p> <p>ロ) 広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則 44 条第 2 項 2 号: 2 MHz ~ 30 MHz の電力線搬送通信設備)</p>
4、5、 6、7、 8	<p>p2</p> <p>4 審議結果</p> <p>ア 適用除外について</p> <p>国内における実情に合わせるとともに、適用除外内容を明確にし、規格適用における問題の発生を少なくするために、適用除外例を下記のように追加した。</p> <p>i. 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内にのみ設置される電気通信施設用物品</p> <p>ii. 広帯域電力線搬送通信設備(電波法施行規則 44 条第 2 項 2 号: 2 MHz ~ 30 MHz の電力線搬送通信設備)</p>

6	<p data-bbox="331 197 368 230">p2</p> <p data-bbox="331 241 507 275">4 審議結果</p> <p data-bbox="331 286 1390 371">オ 付則 I（情動的）放射エミッション測定のための他の測定方法とその許容値について</p> <p data-bbox="331 383 1390 517">将来の適用を準備した情動的付則である。しかし、日本を含めアメリカやドイツなど計 9 カ国の反対意見があり、適用可能性が低い。付則により適合性確認に関する誤解を招かないようにするため、削除することとした。</p>
---	---